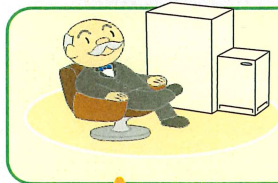


フロン類の充填、回収、再生、破壊

整備時

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の整備時におけるフロン類の充填・回収は、第一種フロン類充填回収業者に委託することが必要です。第一種フロン類充填回収業者からは、フロン類算定漏えい量の算定に必要となる充填・回収証明書が発行されます。（情報処理センターを活用する場合は充填・回収情報の登録が行われます。）

充填を行う場合



第一種特定製品の管理者（整備の発注者）

- 回収・運搬・再生・破壊に要する料金の支払い
- 充填証明書・回収証明書に記載された充填量・回収量の記録・保存（点検整備記録簿）、それを基にした算定漏えい量の計算。

費用

回収を行う場合

機器のメンテナンス業者（第一種特定製品整備者）

- フロン類の充填又は回収を行うには、都道府県知事への登録が必要。または、フロン類の充填又は回収を第一種フロン類充填回収業者に委託し、管理者情報を第一種フロン類充填回収業者に通知。
- 第一種フロン類充填回収業者から回付された再生証明書・破壊証明書の回付、写しの保存（3年）。
（回収・運搬・再生・破壊に要する料金は機器の整備の発注者が支払う）

費用

費用

フロン類

交付

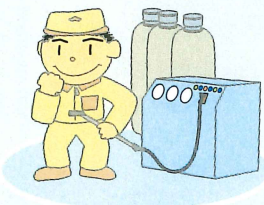
充填
証明書

フロン類

回付
再生証明書・
破壊証明書

交付

回収
証明書



第一種フロン類充填回収業者（都道府県知事の登録業者）

- 正当な理由がない場合を除き、フロン類を引き取る義務。（回収時）
- 充填・回収・運搬に関する基準に従ってフロン類を充填・回収・運搬。
- 自ら再生する場合等を除き、フロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡し。
- フロン類の充填・回収の記録を行い、都道府県知事に報告。
- 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者から交付された再生証明書・破壊証明書の回付、写しの保存（3年）。
- 求めに応じたフロン類の回収等の費用に関する料金等の説明。

費用

フロン類

交付

再生
証明書

第一種フロン類再生業者

- （環境大臣・経済産業大臣の許可業者）
- 再生基準に従ってフロン類を再生。
 - フロン類を再生した際、再生証明書を交付し、写しを保存（3年）。

フロン類

第一種フロン類再生業者
が再生できなかったもの

フロン類破壊業者

- （環境大臣・経済産業大臣の許可業者）
- 破壊基準に従ってフロン類を破壊。
 - フロン類を破壊した際、破壊証明書を交付し、写しを保存（3年）。

交付

破壊
証明書

情報処理センターの活用について

- 第一種フロン類充填回収業者は、充填証明書・回収証明書発行に代えて、情報処理センターに充填・回収情報を登録する事が可能です。（その情報は管理者に電子的に通知されます。）
- これにより、管理者には充填量・回収量を電子的に管理できるというメリットがあります。

フロン類の充填、回収、再生、破壊

廃棄時等

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の廃棄時等(廃棄・原材料又は製品の一部としての譲渡)におけるフロン類の回収は、第一種フロン類充填回収業者に引き渡す又は引渡しを委託することが必要です。引渡し又は引渡しの際、第一種特定製品廃棄等実施者は回収依頼書又は委託確認書を交付することが必要です。第一種フロン類充填回収業者に引き渡された後には引取証明書が第一種特定製品廃棄等実施者に交付されます。

建物の解体工事の発注者 (特定解体工事発注者)

- 特定解体工事請負業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力。

建物の解体業者 (特定解体工事元請業者)

- 建物の解体工事の際には、事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に書面(事前確認書)で説明。



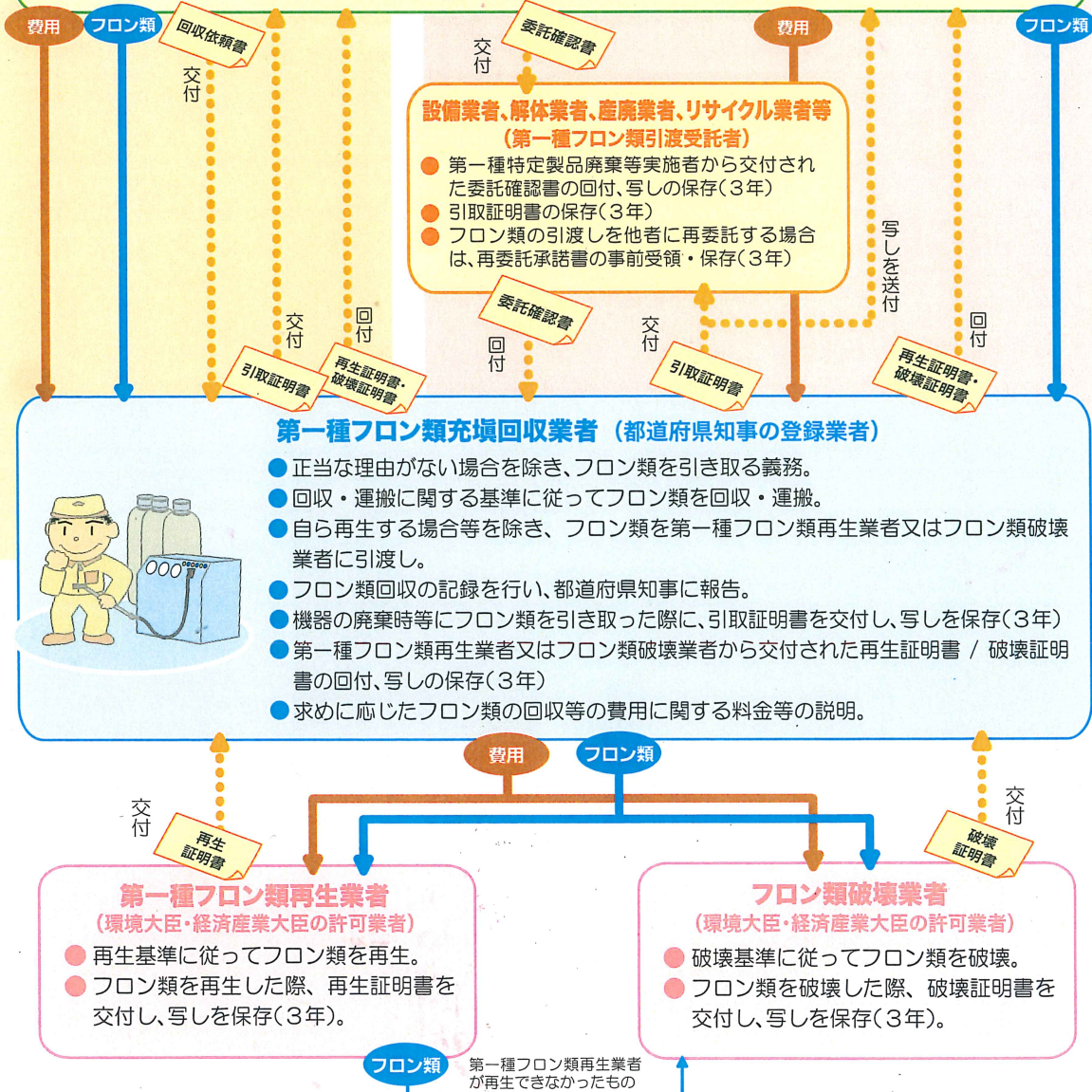
第一種フロン類充填回収業者へ 直接フロン類を引き渡す場合

第一種フロン類引渡受託者 にフロン類の引渡しを委託する場合

機器のユーザー(第一種特定製品廃棄等実施者)



- 機器の廃棄等の際は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引渡し。
- 回収・運搬・再生・破壊に要する料金の支払い。
- 機器の廃棄等の際に回収依頼書又は委託確認書を交付し、写しを保存(3年)。
- 第一種フロン類充填回収業者が交付する引取証明書(又はその写し)の保存(3年)。
- 第一種フロン類充填回収業者からの引取証明書(又はその写し)の一定期間内の未受領、虚偽記載に関する都道府県への報告。(回収依頼書/委託確認書の交付日から30日以内(解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合は交付日から90日以内))
- 再委託承諾書を交付した場合の当該承諾書の写しの保存(3年)



フロン類 第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの